

5 要介護認定

介護保険のサービスを利用するには、申請をしてどのくらいの介護の手間が必要か、要支援（平成18年4月からは要支援1・2）または要介護1～5の認定を受ける必要がある。

（1）要介護認定申請

要介護認定の申請は、本人または家族等が、介護保険課や総合福祉事務所に直接、または指定居宅介護支援事業者などを通して行う。

申請を受けると、区が委託した居宅介護支援事業者や区の職員等の認定調査員が、被保険者の心身の状況などを訪問して調査をする。同時に区は、被保険者の主治医に身体上・精神上的の障害の原因である疾病について、意見書の作成を依頼する。

練馬区では調査が適正に行われるよう、居宅介護支援事業者等の調査員を対象に研修を実施し、調査員の資質の向上を図っている。

平成18年4月から新規申請者に対する調査は区が直接実施することとなるため、調査員として非常勤職員21名を採用した。

要介護認定申請の受理件数

（単位：件）

年度 区分	13	14	15	16	17
新規	5,008	5,540	5,506	5,183	5,093
更新	11,691	14,249	16,395	18,060	16,115
区分変更	1,204	1,708	1,815	1,731	1,694
受給証明付	239	249	309	337	307
合計	18,142	21,746	24,025	25,311	23,209

注：区分変更 ... 認定有効期間内に心身の状態が悪化・重度化する等により、現在の要介護度区分に該当しなくなった場合にすることの変更申請。

注：受給証明付... 前住所地で要介護認定を受けている被保険者が、転入時に受給資格証明書を添えてする申請。

調査員研修

年度 区分	13	14	15	16	17
回数（回）	13	12	12	12	12
延べ参加者数（人）	213	269	299	399	446

注：17年度は3月に介護保険法改正対応の現任研修を実施した。

(2) 要介護認定審査

認定は訪問調査の結果による一次判定と、訪問調査の特記事項や主治医意見書の内容を踏まえた上で、介護認定審査会で審査・判定をする。

介護認定審査会開催数・審査判定数

年度	13	14	15	16	17
審査会開催数(回)	555	600	696	695	690
審査判定数(件)	17,344	20,810	22,761	24,031	21,607

要介護認定者数

各年3月31日現在(単位:人)

年	区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
14	第1号被保険者	1,734	3,555	2,049	1,654	1,675	1,232	11,899
	第2号被保険者	34	137	123	62	63	70	489
	合計	1,768	3,692	2,172	1,716	1,738	1,302	12,388
	構成比	14.3%	29.8%	17.5%	13.9%	14.0%	10.5%	100%
15	第1号被保険者	2,400	4,265	2,380	1,909	1,885	1,405	14,244
	第2号被保険者	38	138	143	86	58	75	538
	合計	2,438	4,403	2,523	1,995	1,943	1,480	14,782
	構成比	16.5%	29.8%	17.1%	13.5%	13.1%	10.0%	100%
16	第1号被保険者	2,075	5,510	2,490	2,236	2,159	1,866	16,336
	第2号被保険者	17	179	113	90	86	102	587
	合計	2,092	5,689	2,603	2,326	2,245	1,968	16,923
	構成比	12.4%	33.6%	15.4%	13.7%	13.3%	11.6%	100%
17	第1号被保険者	1,989	6,126	2,782	2,471	2,292	2,017	17,677
	第2号被保険者	24	168	139	95	92	95	613
	合計	2,013	6,294	2,921	2,566	2,384	2,112	18,290
	構成比	11.0%	34.4%	16.0%	14.0%	13.0%	11.6%	100%
18	第1号被保険者	2,011	6,416	3,058	2,454	2,621	2,036	18,596
	第2号被保険者	15	181	128	85	109	88	606
	合計	2,026	6,597	3,186	2,539	2,730	2,124	19,202
	構成比	10.6%	34.4%	16.6%	13.2%	14.2%	11.0%	100%

(3) 介護認定審査会

介護認定審査会は、区長が委嘱する保健・医療・福祉の学識経験者の委員の中から、4名程度(平成17年3月までは5名程度)で構成される合議体を設け、審査・判定を行なう。

委員の定数は条例で280人以内と定められており、平成18年3月31日現在227人、40合議体となっている。委員の任期は2年で、再任することができる。新任の介護認定審査会委員に対して、審査判定の要点および手順などの研修を行なっている。

介護認定審査会委員構成 18年3月31日現在(単位:人)

医師	54
歯科医師	35
薬剤師	25
介護老人保健施設職員	18
介護老人福祉施設職員	76
三療士(はり・灸・マッサージ・指圧)	6
訪問看護ステーション職員	11
その他(福祉施設等職員経験者)	2
合計	227

任期 2年間(平成17年4月~平成19年3月)

審査会委員研修参加者数 (単位:人)

区分 \ 年度	13	14	15	16	17
新任研修(区主催)	1	2	77	4	81
新任研修(都主催)	64	7	74	4	77
合議体の長を対象とする研修(都主催)	1	2	1	1	1

(4) 要介護認定モデル事業

平成18年4月から「自立支援」をより徹底する観点で、要介護認定および要支援認定について見直しが行われ、要介護1について現状の維持・改善の見込みがある場合、要支援2という新たな認定区分を設け、介護予防サービスの対象とすることとなった。

新たな認定の検証と円滑な導入のため、平成17年度要介護認定モデル事業(第二次)を11月から12月にかけて全国の市町村で一斉に実施した。

練馬区でも11月に認定申請をされた方のうち、本事業の説明を受け、参加に同意した方を対象に、新たな調査項目を加えた訪問調査・主治医意見書を使用し、12月の介護認定審査会で136件のモデル審査をした。そのうち要介護1となった59件について、要支援2の判定を行った。

判定結果(単位:件)

	要介護1								計
	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
件数	4	23	28	31	21	18	5	6	136
構成比	2.9%	16.9%	20.6%	22.8%	15.4%	13.2%	3.7%	4.4%	100%